

広島県告示第五百八十二号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年六月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	医療法人社団悠仁会 後藤病院
所在地	呉市東中央一丁目八番一 〇号
効力を有する期限	平成二六年六月一五日
備考	更新